

令和2年(ネ)第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件

控訴人 高橋靖昌 ほか

被控訴人 東京都

控訴人ら準備書面(4)

令和3年10月20日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人ら代理人弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 只 野 靖

同 弁護士 海 渡 双 葉

控訴人らは、被控訴人の準備書面(3)に対する反論を準備しているが、その前提として、以下の点がいまだ不明確であるので、釈明を求める。

第1 本件調節池の地上部に関する計画との調整をせずに本件工事を強行していることについて

1 求釈明事項

被控訴人は、「本件調節池完成後の地上部分についての利用関係は訴外町田市が決めるから(甲12)、本件調節池の地上部にグラウンド等スポーツ施設を設置するか否かについては、訴外町田市が決定する事柄である(甲12・第1条、16条)。」(被控訴人準備書面(3)13頁)と主張するが、訴外町田市という他の自治体の

計画となるからこそ、調整が必要となるのである。被控訴人は、本件工事計画と、本件調節池完成後の地上部分に関する計画との間で調整をせずに、本件工事を強行していることを認めるということで良いか。

2 求釈明の理由

当然ながら、担当する自治体、部署等が異なる場合にこそ、計画間の調整が必要

となる。そして、甲12は単なる基本協定書であり、計画間の調整を図ったことにならない。

被控訴人の主張は、訴外町田市が決定する事柄であるとして、自らは関知しないかのような強弁をしており、裏を返せば、被控訴人は、本件工事計画と、本件調節池完成後の地上部分に関する計画との間で調整をせずに、本件工事を強行していることを認めているものと考えられる。そこで、この点を明らかにするために上記求釈明を申し立てるものである。

★ 第2 住民の合意形成を図ったものとは言えないことについて

1 求釈明事項

被控訴人は、「地方自治体や専門家に意見を求め、住民からはパブリックコメントを得ているところであって（河川法16条の2第3項ないし5項）、地元自治体住民等の意向を十分に反映させて策定されているものである。」（被控訴人準備書面（3）14頁）と主張するが、境川水系河川整備計画（甲1）にも、東京都管理区間での整備という記載しかなく、調節池の設置場所については一切記載がない、不十分なパブリックコメントであった。

パブリックコメントに付した時点で、本件調節池の設置場所は決定していたのか。

もし決定後であったとすれば、なぜ当該パブリックコメントに本件調節池の設置場所を明記しなかったのか。

また、もし決定前であったとすれば、なぜ設置場所を決定してからパブリックコメントを実施しなかったのか。

2 求釈明の理由

境川水系河川整備基本方針（乙1）にも、境川水系河川整備計画（甲1）にも、東京都管理区間での調節池の整備という記載しかなく、調節池の設置場所については一切記載がない。これでは、調節池工事計画にとって密接な利害関係を有する周辺住民は、当該パブリックコメントが自己に関わる問題であるということ認識することさえできない。

本件調節池の設置場所の決定と当該パブリックコメントとの先後関係を明らかにすると共に、パブリックコメントの不十分性を明らかとするため、上記求釈明を

申し立てるものである。

第3 事前に合理的な計画が策定されなければならないことについて

1 求釈明事項

境川が平成26年（2014年）6月1日に特定都市河川浸水被害対策法の指定を受けた後（甲68）、未だ「境川流域水害対策計画」の策定がなされていない理由について、下記を踏まえて、明らかにしていただきたい。

2 求釈明の理由

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、

- ・河川改修計画は、多くの者の利害に係る重大な事項なのであるから、利害関係者が適切な情報開示を受け、意見表明の機会を与えられた上で、様々な利害を調整した上で、事前に合理的な計画が策定された上で、なされなければならないこと。
- ★ 境川は、平成26年（2014年）6月1日に、特定都市河川浸水被害対策法の指定を受け（甲68）、同法第4条に基づき、流域での浸水想定区域の指定や、雨水貯留浸透施設設置の義務付け、などを内容とする、総合的な浸水被害対策のための、「流域水害対策計画」の策定が義務付けられており、本件調節池の建設計画も、「流域水害対策計画」において、その必要性があらためて検討されるべきであるところ、「流域水害対策計画」がいまだ未策定であること
- ・河川管理施設の整備の必要性・公共性の判断にあたっては、事前に合理的な計画が策定されているかどうか、考慮されなければならないことを各主張した（原審原告ら準備書面（8）、控訴理由書第3の4（41頁以下））。

(2) 被控訴人の主張

ア 被控訴人は、原審における準備書面（10）において、

- ・たとえ現時点で流域水害対策計画が未策定であっても、河川整備計画に基づいて実施されている本件調節池整備事業が何ら違法となることはない。
- ・流域水害対策計画の策定について法定の期限はないことから、特定都市河川の指定から5年以上経過していることをもって、何ら違法な状態となるものではない。

などと主張するにとどまっております、流域水害対策計画が策定されていない理由について、説明していません。

イ 被控訴人は、控訴審においても、上記に対しては、反論も説明もしていません（被控訴人準備書面（1）第3（12頁以下））。

ウ 被控訴人は、岡田意見書に基づく控訴人の主張への反論として、被控訴人準備書面（3）第2においても、

・境川においては、平成27年に河川整備計画が策定されており、本件調節池は河川整備計画上に位置づけられるものであるが、それを前提として作成された「境川流域水害対策計画（案）」（乙37）は、本件調節池に関する部分は河川整備計画と同一となっている（乙37・27頁）（注：乙37は、乙39の誤りと思われる）

などと主張するにとどまっております、流域水害対策計画が策定されていない理由について、説明していません。

(3) 控訴人らの調査

ア 被控訴人も指摘する「境川流域水害対策計画（素案）」（乙39）は、平成28年（2016年）6月に、被控訴人、神奈川県及び横浜市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、大和市及び町田市流域2都県6市の連名で作成、公表され、パブリックコメントの手續に付された。

イ しかし、それ以後、同計画の策定は、中断したままとなっている。

ウ 前述したとおり、境川は、平成26年（2014年）6月1日に特定都市河川浸水被害対策法の指定を受け（甲68）、平成28年（2016年）6月に「境川流域水害対策計画（素案）」（乙39）が作成・公表されているにも関わらず、その後5年以上に渡って、同計画の策定が中断したままとなっているのは、異常な事態である。

エ そこで、控訴人らは、被控訴人、神奈川県及び横浜市など流域6市に対して情報公開請求を行った。その結果、以下の各点が明らかとなった。

① 被控訴人、神奈川県及び横浜市など流域6市は、境川の総合的な治水対策を講ずるため、昭和55年に、境川流域総合治水対策協議会を設置した（甲96の資料7、境川流域総合治水対策協議会設置要領）。

② 境川流域総合治水対策協議会は、平成28年（2016年）10月14日に作業部会の会合を開催し、「境川流域水害対策計画（素案）」（乙39、甲96の

資料2と同じ)について、平成28年11月上旬にも、国土交通大臣の同意を得るための手続を申請し、国土交通大臣の同意が得られ次第、計画を策定することを申し合わせた(甲96の3枚目議事録、資料5)。

- ③ ところが、境川流域総合治水対策協議会は、その後、方針を変更し、「境川流域水害対策計画(素案)」(乙39、甲96の資料2と同じ)について、国土交通大臣の同意を得るための手続の申請を中断している。
- ④ その理由について、境川流域総合治水対策協議会の、令和元年(2018年)5月24日の作業部会では、以下のとおり説明されている(甲97)。
- ・境川金森調節池について、事業に反対している住民から河川整備計画に具体的な記載がないのは、河川法の趣旨に反しているとの意見があり、同様の記載としている流域水害対策計画の取扱について検討しているため、策定を待ってもらっている状況(甲97の5枚目作業部会議事録3項)。

また、相模原市が作成したと思われる詳細議事録では、以下の各記載がある(事務局(神奈川県))

- ・平成28年10月に開催した作業部会で、流域市町における同意付き協議提出の手続きを開始してほしいと依頼させていただいたが、その後、様々な経緯があり、同意付き協議の提出について、待つほしいとの通知を事務局から平成29年3月にさせていただいた(甲97の9枚目、議事要旨)。

(東京都)

- ・境川金森調節池の事業説明会等において、事業に反対している調節池周辺の住民から、河川整備計画に具体的な場所が明示されていないのは、河川法の趣旨に反しているとの意見を受けた。河川整備計画策定時点では、この区間に、これだけの量の調節池を造るということを決めており、必ずしも間違いでないとの説明をさせていただいたが、その後、流域水害対策計画の作成にあたっては、場所が決まっているのに、記載しないのはよろしくないのではないかとのお考えもあり、待ついただいた経緯がある。
- ・流域水害対策計画は法定計画であり、速やかに作成しないといけないとの認識はもっており、どう記載していくか、検討してきた。
- ・現在、工事施工場所の表現を検討中であり、方針が決まり次第、計画の策定

作業に入りたいと考えている（甲97の10枚目、議事要旨）。

- ⑤ しかしながら、上記の理由だけであれば、場所が決まっている箇所を記載すればいいだけの話であり、これらの被控訴人の説明は、法定計画である流域水害対策計画の策定を延期する理由を、十分示しているとはいえ極めて不自然である。

また、それを措くとしても、平成28年（2016年）6月に「境川流域水害対策計画（素案）」（乙39）が作成・公表されてから、その後5年以上に渡って、また、令和元年（2018年）5月24日の境川流域総合治水対策協議会の作業部会での説明からもその後3年以上に渡って、「境川流域水害対策計画」の策定手続が未だ中断したままであることについての、合理的な理由が全く明らかとなっていない。

よって、上記求釈明を申し立てるものである。

以上